

北海道の北方領土問題への取組み Instagram 運用ポリシーについて

北海道の北方領土問題への取組み Instagram 運営要領第5第1項に基づき、次のとおり運用ポリシーを定め、Instagram上に明示する。

北海道の北方領土問題への取組み Instagram 運用ポリシー

第1 目的

即時性と情報の拡散性を特徴とする Instagram を活用し、北方領土問題の解決に向けた各種の取組みに関する投稿、情報発信を行うことを目的として開設する。

また、北方領土問題の解決に向けた各種の取組みの情報発信するほか、特定の「#（ハッシュタグ）」をつけて投稿された画像をリポストし、拡散することで北方領土問題の啓発に関する情報を広く発信する。

第2 用語の定義

Instagramに関する主な用語の定義を、次のとおり定める。

- (1) Instagram: インターネット上で画像と文章を不特定のインターネット利用者に公開できる Meta Platforms 社が提供しているサービスをいう。
- (2) アカウント: Instagram を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) 投稿: Instagramに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (4) リプライ: 他のユーザーの投稿に返信することをいう。
- (5) リポスト: 他のユーザーの投稿を引用して投稿することをいう。
- (6) フォロー: 他のユーザーの投稿を受信するように登録することをいう。

第3 運営主体

本 Instagram の運営主体は、北海道総務部北方領土対策本部（以下「本部」という。）及び北方領土対策根室地域本部（以下「地域本部」という。）とし、原則としてアカウント管理、パスワード管理、投稿を行う。

- 2 アカウント名は、「北海道北方領土対策本部」とする。

第4 個人情報の取扱いについて

本 Instagram で取得した個人情報については、「北海道公式ウェブサイト」の「個人情報の取扱いについて」に準じて取り扱う。

第5 発信時間

原則として、平日の勤務時間内に行う。ただし、イベント等に関する情報の場合は土日祝日においても行うものとする。

第6 意思決定

投稿をする際は、本部課長又は地域本部北方領土対策室長の決裁を得て行う。

第7 投稿内容

本 Instagram は、次に掲げる事項を投稿する。

- (1) 北方領土問題の解決に向けた各種広報・啓発活動
- (2) 北方四島交流事業(ビザなし交流事業)
- (3) 元島民への援護
- (4) 北方領土隣接地域の振興対策等
- (5) その他本部北方領土対策課長（以下「課長」という。）が適当と認めた情報

第8 コメントへの返信

原則として、投稿した記事に対するコメントには返信しないものとする。

第9 禁止事項

本 Instagram では、特定の「#（ハッシュタグ）」を付けて投稿された画像をリポストし、広く拡散を図るが、投稿内容が次に挙げる事項に該当すると判断した場合は、投稿の削除等を行う場合がある。

- ・ 公序良俗に反する内容
- ・ 違法または反社会的な内容
- ・ 犯罪行為を目的とする内容、犯罪行為を誘発させる内容
- ・ 政治活動、選挙運動、宗教活動またはこれらに類似する内容
- ・ 北海道若しくは他の第三者を誹謗、中傷し、または名誉や信用を傷つける内容
- ・ 著作権・商標権など、第三者の権利を侵害する内容
- ・ 他者になりすます行為や虚偽、詐称を含む内容
- ・ 独断的、断定的な表現を含む内容や、ミスリーディングを誘う内容、わいせつな表現などを含む内容
- ・ 本 Instagram の趣旨に関係がない内容
- ・ 非公開とされている情報
- ・ その他運営者が不適切と判断した内容

第10 運用留意事項

本 Instagram 運用に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 道のアカウントであることを証明するため及びなりすましによる誤情報の流布を防ぐため、本 Instagram のアカウント名を道のホームページ上に明示する。
- (2) アカウントの運用主体及び投稿内容については、本 Instagram のプロフィール欄に明示する。
- (3) 情報は正確に記述する。
- (4) 投稿するリンク先は、本来のURL（ドメイン）が分かるよう、原則として、URL 短縮サービスを使用しない。
- (5) 本部が策定した本 Instagram 運用ポリシーは、北海道公式ウェブサイトに掲載する。
- (6) 投稿する際は、地方公務員法をはじめとする関係法令や職員の職務、情報の取扱いに関する規定を遵守する。
- (7) 意図せずして道が発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合は、誠実に対応するとともに、正しく理解されるように努める。
- (8) オープンデータとして投稿する場合はハッシュタグ「#CCBY」を付けて投稿する。
オープンデータについては、北海道オープンデータ利用規約 (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/opendata.kityaku.pdf>) を参照すること。

第11 免責事項

- (1) 本部は、細心の注意の下、本 Instagram の運営を行うが、必ずしも情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではない。
- (2) 本 Instagram の利用に関連して生じたいかなる損失について、一切の責任を負わない。
- (3) 本部は、予告なく当運用ポリシーの変更や運用方法の見直し、または運用の中止をする場合がある。

第12 本 Instagram に対する問い合わせ

北海道公式ウェブサイトの本部トップページ下段の「お問い合わせ」から受け付

ける。(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt)

第13 その他

その他、この本 Instagram 運用ポリシーの実施について必要な事項は、本部が別に定める。

附則

この運用ポリシーは、令和5年6月30日から施行する。